

金銭消費貸借契約書

会社・役員間

収入印紙

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と甲の取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して行う金銭の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

契約の要項

貸付金額	
承認の機関	
交付の方法	
利率	
返済方法	
返済口座	
遅延損害金	

第1条（貸付け）

甲は、乙に対し、契約の要項に記載する貸付金額（以下「本件貸付金」という。）を貸し付けることを約し、乙はこれを借り受け、本契約の定めに従って返済することを約する。

第2条（承認）

甲及び乙は、本契約が会社法第356条第1項第2号に定める取引に当たることを確認する。甲は、乙が重要な事実を開示したうえで、契約の要項に記載する機関（取締役会設置会社にあつては取締役会、それ以外の会社にあつては株主総会）の承認を得た。

第3条（交付）

甲は、契約の要項に記載する方法により本件貸付金を乙に交付する。乙の預金口座に入金された時に交付があったものとする。

第4条（利息及び返済）

乙は、本件貸付金の交付を受けた日から、元金の残高に対し契約の要項に記載する利率による利息を日割計算で支払い、契約の要項に記載する返済方法により元金とともに甲の返済口座に振り込んで支払う。

第5条（期限前の返済）

乙は、あらかじめ甲に通知したうえで、本件貸付金の全部又は一部を期限前に返済することができる。この場合の利息は、返済した日までの日割計算とする。

第6条（期限の利益の喪失）

乙について次のいずれかの事由が生じたときは、乙は、甲の請求により期限の利益を失い、直ちに本件貸付金の残額及び利息を支払う。

- (1) 元金又は利息の支払を引き続き2回以上怠ったとき
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき
- (3) 差押え、仮差押え又は強制執行を受けたとき

第7条（退任時の取扱い）

乙が甲の取締役を退任したときは、甲及び乙は協議のうえ残額の返済方法を定める。協議が調わないときは、乙は、退任の日から〇か月以内に残額及び利息を支払う。

第8条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みまで、遅滞した金額に対し契約の要項に記載する割合による遅延損害金を支払う。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲（貸主）

所在地

商号

代表者

印

乙（借主）

住所

氏名

印